

償却資産の申告期限は1月31日です

問 税務課固定資産税係 ☎95-9879

市内に償却資産を持つ人は、毎年1月1日現在で所有する償却資産の状況を市に申告する義務があります。今年度申告があった人には、令和4年度申告用紙を12月中旬に送付したので、必要事項を記入の上申告してください。2021年1月から12月に新たに事業（アパート経営を含む）を始めて、事業用資産を持つ人も申告が必要です。

申告期限 1月31日(月)まで

償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる土地や家屋以外の構築物・機械・器具・備品など有形の固定資産をいいます。

以下の事業用資産は、償却資産として固定資産税の課税対象です。

- ・構築物、建築附属設備（受変電設備、駐車場舗装、外構工事、看板など）
- ・機械、装置（各種製造設備、クレーンなどの建設機械、太陽光発電装置など）
- ・船舶、航空機
- ・車両、運搬具（大型特殊自動車など）
- ・工具、器具、備品（パソコン、測定工具、机、椅子、ロッカーなど）

※2017年1月2日以降に取得したテント倉庫は償却資産ではなく、家屋の課税対象の可能性がります。



課税標準の特例

一定の要件を満たす償却資産は、課税標準額を軽減する措置がとられます。この措置の適用を受けるには、必要書類の添付が必要です。詳しくは問い合わせてください。

市手話言語条例案の パブリックコメント

問 福祉課社会福祉係 ☎95-9884

手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、ろう者とろう者以外の人が共生すること



のできる地域社会を実現することを目的とし、手話言語条例を制定します。条例案について皆さんからの意見を募集します。提出された意見は、市ホームページで個人情報を除き公表します。個別に回答はしません。

閲覧期間 1月4日(火)～31日(月)

閲覧場所 福祉課、市役所1階ホール、市ホームページ、農業者コミュニティセンター、南部市民プラザ、へきなん福祉センターあいくる

意見の提出 1月31日(月) (必着) までに①住所②氏名又は団体名③電話番号を郵送（〒447-8601松本町28）、FAX（FAX 48-2940）、メール（☒fukusika@city.hekinan.lg.jp）、直接のいずれか

認知症サポーター ステップアップ研修

問 高齢介護課地域支援係 ☎95-9890

「認知症についてもっと知識を深めたい」「何か地域で活動したい」という人は、是非参加してください。認知症の人やその家族の手助け・交流をするために、身につけるべき認知症の症状の理解や対応法、認知症サポーターとしての具体的な活動例などを学び、「私たちが地域でできること」を一緒に考える研修です。

日程 (いずれも13時30分～15時/全2回)

とき	内容
2月3日(木)	・認知症の理解と対応のポイント (主要な認知症性疾患について) ・市の認知症の人を支える取り組み
3月3日(木)	・認知症の理解と対応のポイント (認知症と身体症状について) ・地域の社会資源、認知症サポーターの活動事例など

所 市役所 2階談話室1～3

講 大西丈二氏

(名古屋大学医学部附属病院老年内科医師)

対 認知症サポーター養成講座を受講した人
定 35人

申 1月5日(水)より電話又は直接